

宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議開催要綱

(目的)

第1条 宗谷地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を開催する。

なお、連携推進会議は、医療法第30条の14第1項に定める、関係者との連携を図りつつ、医療計画に定める将来の病床数の必要量を達成するための方策、その他地域医療構想の達成を推進するために必要な事項についての「協議の場」（地域医療構想調整会議）を兼ねるものとする。

(議題)

第2条 連携推進会議の議題は、次のとおりとする。

- (1) 地域の保健医療福祉に関すること。
- (2) 北海道医療計画に基づくがん対策・糖尿病対策・急性心筋梗塞対策・脳卒中対策等の医療連携及び救急医療の確保等に関すること。
- (3) 地域医療構想の協議にあっては、次の事項に関すること。
 - ア 病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項
 - イ 病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項
 - ウ 北海道計画（地域医療介護総合確保基金の年度ごとの事業計画）に盛り込む事業に関する事項
 - エ その他の地域医療構想の達成の推進に関する事項
- (4) その他、連携推進会議の目的達成のため必要と認められる事項

(構成団体)

第3条 連携推進会議は、次に掲げる団体及び機関（以下「構成団体」という。）により構成する。

- (1) 保健医療福祉サービスの受益者
- (2) 保健医療福祉サービスの提供者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他必要と認められる者

2 連携推進会議の主催は宗谷総合振興局保健環境部とし、議長は稚内市から選出のあった者を充てる。

(会議の開催)

第4条 連携推進会議は、必要に応じ、宗谷総合振興局保健環境部長が招集する。

- 2 連携推進会議の出席者は、開催の都度、構成団体から報告を受けることとする。
- 3 連携推進会議は、必要に応じて、構成団体以外の者を出席させることができる。

(専門部会)

第5条 連携推進会議は、必要に応じ、専門部会を開催することができる。

- 2 専門部会の出席者は、開催の都度、構成団体から報告を受けることとする。
- 3 専門部会は、必要に応じて構成団体以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 連携推進会議の庶務は、宗谷総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が連携推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。